

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1における報告に基づき、職員の給与について、所要の措置を取られるよう次のとおり勧告する。

- 1 改定の内容
自らの所有に係る住宅に関する手当を廃止すること。
- 2 改定の実施時期
この改定は、平成25年4月1日から実施すること。